

司法試験予備試験の仕組み

法科大学院を経由しない者にも法曹となる途を確保するために設けられた試験であり、司法試験予備試験合格により司法試験の受験資格が付与される（平成23年から実施）。

試験は、短答式試験、論文式試験、口述試験の3段階で実施されており、短答式試験に合格した者のみが論文式試験を受験でき、論文式試験に合格した者のみが口述試験を受験できる。

受験資格等

受験資格の制限なし

実施日程

- 試験日 短答式試験…毎年7月中旬から下旬までの間の時期に1日で実施する。
論文式試験…毎年9月頃までに2日間で実施する。
口述試験 …毎年、短答式試験及び論文式試験を実施した年の翌年1月頃までに実施する。
- 試験地 短答式試験…7試験地（札幌市又はその周辺、仙台市又はその周辺、東京都又はその周辺、名古屋市又はその周辺、大阪府又はその周辺、広島市又はその周辺、福岡市又はその周辺）
論文式試験…4試験地（札幌市、東京都又はその周辺、大阪市又はその周辺、福岡市）
口述試験 …1試験地（東京都又はその周辺）

短答式試験

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法（以下「法律基本科目」という。）並びに一般教養科目

法律基本科目については、幅広い分野から、基本的な事項に関する内容を多数出題する。
また、一般教養科目については、人文科学、社会科学、自然科学及び英語の分野から、特定の分野に偏ることのないようバランスに配慮しつつ、多数の問題を出題し、その中から、受験者が一定数の問題を選択して解答するものとする。

合格者

論文式試験

法律基本科目、選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）から1科目選択）及び法律実務基礎科目

法律基本科目及び選択科目については、各法分野における基本的な知識、理解及び基本的な法解釈・運用能力並びにそれらを適切に表現する能力を問うものとする。

法律実務基礎科目については、法科大学院における法律実務基礎科目の教育目的や内容を踏まえつつ、民事訴訟実務、刑事訴訟実務及び法曹倫理に関する基礎的素養が身に付いているかどうかを試す出題とする。

合格者

口述試験

法律実務基礎科目

法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。